

【令和7年8月の大暴雨による災害関係（曾於市）】

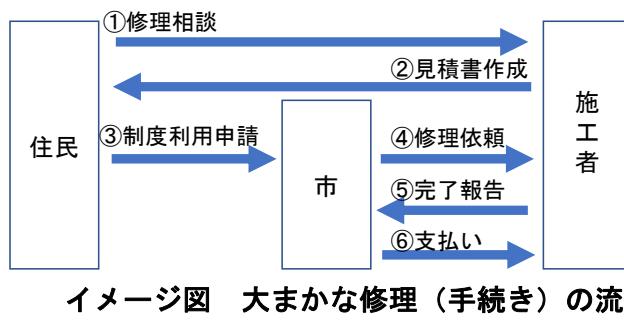
住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、大雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市に申し込んでください。選定された施工者に対し、市が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
※ 大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
- 土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。
- 住宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合は応急仮設住宅（みなし仮設）との併用が可能です。詳細については市の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：曾於市

対象世帯：上記市で、大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯
(「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。)

対象建物：令和7年8月7日からの大雨により被害を受けた住宅

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：739,000円以内

準半壊：358,000円以内

※費用は市から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和7年9月30日（状況に応じ延長の場合あり）

※制度の相談受付窓口：市役所本庁 まちづくり推進課 TEL:0986-76-8874

【参考例】

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

